

10 臨床栄養師認定研修履修相当細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第3項に規定する認定講座および臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件について、必要事項を定める。

(認定講座履修要件)

第2条 認定講座および臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする。

- ① 第20回以降の管理栄養士国家試験合格者については、認定講座16時間の履修に相当させることができる。
- ② 日本病態栄養学会認定の「病態栄養専門師」および日本糖尿病療養指導士認定機構認定の「日本糖尿病療養指導士」、日本静脈経腸栄養学会認定の「栄養サポートチーム専門療法士」の有資格者については、認定講座30時間および臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項第1号から第3号に規定する急性期病院の領域の臨床研修40時間(平成18年度以前の資格認定者については80時間)の履修に相当させることができる。ただし、上記の認定資格の取得については、一つに限るものとし、複数の申請は認めない。
- ③ 日本栄養士会 TNT-D 研修の修了者については認定講座40時間の履修に相当させることができる。
- ④ 慢性期医療認定講座の有資格者については、認定講座40時間に相当させることができる。
- ⑤ 全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修(平成22年度以降)については、認定講座8時間に相当させることができる。
- ⑥ 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント過程修了者は、認定講座100時間および臨床研修760時間に相当させることができる。
- ⑦ 臨床研修受託施設の勤務者については、臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項に規定する①～③の領域において栄養ケア・マネジメントの業務活動経験が3年以上あり、すでに業務目標が達成しているものと、臨床栄養師研修委員会によって認められた者については、認定講座80時間の履修に相当させることができる。履修に相当しない認定講座20時間については、別途履修するものとする。臨床研修は700時間の履修に相当させることができる。この場合、臨床研修の内訳①急性期病院、②医療療養病床、回復期リハビリテーション、介護保険施設、③地域栄養活動のうち、勤務領域以外において50時間以上の臨床研修を履修し、それ以外は、勤務施設の監督責任者のもとで症例検討(1症例が20時間に相当)あるいは継続研修を受講(1日が20時間に相当)によって相当することができる。
- ⑧ 栄養サポートチーム研修修了者は、認定講座30時間、臨床研修10時間に相当することができる。
- ⑨ 臨床栄養師臨床研修実施細則第3条1項により臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された、NCMリーダーの資格を有さない受託研修施設監

督責任者については、認定講座あるいは臨床研修の相当時間は、本条⑱によって、臨床栄養師研修委員会が判断する。

- ⑩ 臨床栄養師養成を目的とした学会活動として臨床栄養師研修の講義を担当した者については、対象者1人1時間当たり、認定講座20分もしくは、臨床研修20分の履修に相当させることができる。
- ⑪ 臨床栄養師研修委員会等細則に規定する各委員会の委員としての活動が特に顕著であると理事長によって認められた者については、1年間の活動につき臨床研修60時間の履修に相当させることができる。
- ⑫ 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の研究会、大会、分科会、地方会に終日参加した者については、認定講座(1日が20時間に相当、NST研修科目を除く)、口頭発表した者については別に認定講座3時間の履修に相当させることができる。
- ⑬ 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の提示した症例検討(1症例が20時間に相当)は、認定講座に相当させることができる(1症例が20時間に相当 NST研修科目を除く)。
- ⑭ 査読のある学会誌に自著等が掲載された者については、原著の筆頭は20時間、原著の筆頭以外は5時間、総説の筆頭は30時間、総説の筆頭以外は8時間、研究報告の筆頭は10時間、研究報告の筆頭以外は5時間を、それぞれ認定講座もしくは臨床研修の履修時間の履修に相当させることができる。
- ⑮ 栄養学関係の修士課程修了者については、大学生臨床栄養師認定研修履修細則に規定する臨床栄養師研修委員会が、認めた科目と時間数について履修相当とし、大学院在学中に臨床研修900時間に相当する研修を実施した者については、当該時間の履修に相当させることができる。
- ⑯ 日本臨床栄養学会及び日本臨床栄養協会等から申請のあった大会、研修等は、臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間に相当させることができる。
- ⑰ 臨床栄養師認定講座実施細則第2条に規定する認定講座受託団体により臨床栄養師認定講座に相当する研修として申請のあった研修については、臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数の履修に相当させることができる。
- ⑱ 海外での正規の臨床栄養師等の資格を保有する研修生を含めて、履修相当の申請書(様式第(履)ー01号)を提出した者については、臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数の履修に相当させることができる。
- ⑲ 前記①から⑱に規定された事項以外の履修相当時間については、臨床栄養師研修委員会が判断するものとする。

(履修相当の認可)

第3条 前条第1項から第20項に該当する者は、臨床栄養師認定研修履修相当申請書(様式第(履)ー01号)にて、認定研修の履修相当時間を申請することができる。

2 学会は、前条第1項第1号から第20号に規定する履修相当要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当認定書(様式第(履)ー03号)にて通知するものとする。

(書類様式)

第4条 認定研修の履修相当に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第5条 認定研修履修相当にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この細則は、平成16年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成19年1月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 4 この細則は、平成20年3月に改正され、平成20年4月より施行する。
5. 平成22年4月1日以降に第2条③④を削除する。
6. 平成24年4月1日以降に第2条⑦を削除する。
7. この細則は、平成22年6月に改定され、平成22年7月より施行する。
8. この細則は、平成29年6月に改定され、平成29年7月より施行する。